

# 重要事項説明書

## (ユニット型介護予防短期入所生活介護サービス) (ユニット型短期入所生活介護サービス)

### 1. 事業者の概要

名 称 社会福祉法人みずほ  
所在地 名取市下余田字鹿島86番地5  
法人種別 社会福祉法人  
代表者 理事長 森 精 一

### 2. ご利用施設(事業所)

名 称 特別養護老人ホームうらやす  
所在地 名取市下余田字鹿島86番地5  
都道府県知事  
指定番号 0470700097  
施設長 佐々木 恵子  
電話番号 (022)383-3750

### 3. 施設の目的と運営方針

施設の目的 要介護者または要支援者に対し、サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

運営方針 要介護者又は要支援者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、みずほの仲間(別添)の理念の元に、介護予防短期入所生活介護サービス及び短期入所生活介護サービスの提供に努めます。地域や家庭との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 4. 従業者の職種、人数、職務内容

- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| ① 施設長(管理者)                 | 1名(常勤兼務)   |
| 事業所の従業者の管理及び業務の管理          |            |
| ② 医師                       | 1名(非常勤)    |
| 入所者の健康管理                   |            |
| ③ 事務員                      | 2名(常勤・非常勤) |
| 事務に関すること                   |            |
| ④ 生活相談員                    | 1名(常勤・兼務)  |
| 入所者またはその家族からの相談、入退所にかかわること |            |
| ⑤ 看護・介護職員                  |            |

看護職員 3名(常勤・非常勤・兼務)  
介護職員 16名(常勤・非常勤・兼務)

入所者の心身の状況に応じた看護、介護

⑥ 栄養士 1名(常勤・兼務)  
栄養士

給食にかかわること

⑦ 介護支援専門員 2名(常勤・兼務)

施設サービス計画にかかわること

⑧ 機能訓練指導員 2名(常勤・非常勤)

日常生活を営むに必要な機能の維持・改善のための訓練

5. 入所定員 30名(介護予防を含む) 1ユニット10名(全室個室) 3ユニット

## 6. サービスの内容

食事 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00

食事の形態(ご飯かお粥、おかずを刻む、ミキサーにかける等)や介助方法について状況に合わせて提供します。食事時間等についても、ご希望に合わせて提供します。

毎食後、状況に応じて口腔ケアをおこないます。

排泄 時間での声かけ、トイレまでの誘導、オムツ交換など、状況に合わせて介助します。

オムツ交換 1日 定時7回(状況に応じて随時)

オムツの種類 尿取りパット・紙オムツ・パンツ型オムツ

※オムツ代は徴収しません。

入浴 個浴(ユニットバスでの入浴)週2回

リフト浴(機械ではいる家庭用のお風呂)週2回

特殊浴(寝たままはいるお風呂)週2回

入浴時間はご希望に応じますので、ご相談下さい。

送迎 入退所時には、ご希望に応じて自宅等への送迎を行います。

なお、送迎を行う地域は、名取市及び岩沼市、仙台太白区、若林区の一部(事業所から片道概ね7km未満)とし、その他の地域については、相談のうえ、検討させていただきます。

洗濯 施設で洗濯をします(料金は徴収しません。)

衣類その他持ち物には、消えないように記名をお願いします。

健康管理 日常看護・介護職員が、健康状態に気を配っています。

嘱託医による週1回の回診察日を設けています。診察日以外でも体調の悪い時はいつでも診察します。

訪問歯科の診療があります。ご希望の際は、職員に声を掛けて下さい。

(診療料金がかかります、あらかじめご相談ください。)

余暇活動 各季節の行事やクラブ活動、外出行事等を行っており、ご希望に応じて参

加できます。

## 7. 施設サービスの概要と利用料

### ① 予防・介護給付によるサービス

うらやす入所契約書第9条参照

#### (1) 共通加算

加算	加算条件
看護体制加算Ⅰ(4単位) 予防は無し	常勤の看護師を1名以上配置していること
看護体制加算Ⅱ(8単位) 予防は無し	看護職員を常勤換算で入所者が25又はその端数を増す毎に1名以上配置し、事業所の看護師と24時間の連絡体制を確保していること。
夜勤職員配置加算Ⅱ (18単位) 予防は無し	夜勤を行なう介護職員数が最低基準を1人以上上回っていること(ユニット型)
機能訓練指導体制加算 (12単位)	機能訓練指導員を1名以上配置していること。
サービス体制強化加算Ⅱ (18単位)	介護職員総数の60%が介護福祉士であること。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が入所者に対しサービスを行った場合。(総単位数に8.3%を乗じた単位数の負担割合分)
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	日常生活継続支援加算またはサービス提供体制加算を算定。介護職員処遇改善加算を算定。職場環境の取り組みを複数行なっている。取り組みについてホームページ等で公表していること。(総単位数に2.7%を乗じた単位数の負担割合分)
介護職員等ベースアップ支援等加算	処遇改善加算のいずれかを取得している事業所であること。賃上げ効果を継続できるように、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ)に使用すること。(総単位数に1.6%を乗じた単位数の負担割合分)

#### (2) その他の予防・介護給付サービス加算

加算	加算条件
個別機能訓練加算 (56単位)	理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定。
療養食加算 (8単位/回)	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。
送迎加算 (184単位/回)	自宅等への送迎を行った場合。
緊急短期入所受入加算 (90単位/日)	利用者の状態や家族の事情により緊急に利用が必要と認められた者に対し、居宅計画外の短期入所を受け入れた場合。
口腔連携強化加算 (50単位/回)	口腔状態を評価し、利用者の同意を得て歯科医及び介護支援専門員に対し評価結果を情報提供した場合に算定。
看取り連携体制加算 (64単位/日)	看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)を算定し、事業所の看護職員と24時間連絡できる体制を確保。看取り期における対応方針を定め、利用者又は家族に対し説明し、同意を得ている。

注 介護度別の料金については別紙「短期入所生活介護料金表」に記載してあります。

## ②介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

### (1) 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。

### (2) 居住に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等))

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額(1日当たり)のご負担となります。

### (3) 利用料の支払い

利用料及びその他の利用料金並びに損害弁償の支払いは、契約者様本人が支払うこととなりますが、代理人様を連帯保証人とします。(契約者様に代わりお支払いいただくことがございます。)

サービス利用料は月末精算とし、翌月請求させていただきます。現金をお持ちいただくか、口座振替(25日引き落とし銀行休業日は翌営業日)の手続きをおとりください(手続き用紙は施設で用意しております)。

## 8. 施設利用に当たっての留意事項

### ①面会 面会時間 8:30～17:30

面会の際は、面会簿に必要事項を記入してください。上記時間以外での面会の際は、あらかじめご連絡いただくか、玄関にインターホンがあります。

### ②外出

外出は心身の状況に無理がない限り制限はしません。ご希望の場合は職員に届出て、許可を得るようにお願いします。

### ③喫煙

喫煙は決められた場所で行います。

### ④現金貴重品の管理

現金貴重品の管理には充分留意してください。紛失等で他の入所者の迷惑になることもありますので、事務室での保管もご検討ください。

### ⑤迷惑行為

騒音等他の入所者の迷惑になる行為、執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。他の入所者の迷惑にならない活動は制限しません。

### ⑥持ち込み

危険物の持ち込みはご遠慮ください。その他、持ち込みたいものの希望がある場合はご相談ください。

## 9. 緊急時の対応

利用者の体調の急変があり当施設の医療で対応が困難と医師が認めた場合、医療機関へのご紹介及び転院をさせていただきます。その際、ご家族も医療機関へ向かって頂けるようご要請いたします。

## 10. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規程する消防法に基づき、非常災害対策を行います。

防火管理者 介護職員 古積 成也

## 11. 相談・苦情申立窓口

当施設のサービスについて及び利用者についてのご相談や、ご不明の点、疑問、苦情がございましたら下記の担当職員にご相談ください。

相談時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30

(上記の時間でのご相談が難しい場合は、検討いたします。)

○相談場所 うらやす 会議室 電話 022-383-3750

生活相談員 佐藤 研

生活相談員 佐々木 沙織

○第三者委員 みずほ監事 福田 忠夫

みずほ評議員 荒谷 正咲

○外部の苦情解決窓口

・宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話:022-222-7700

・宮城県社会福祉協議会

「福祉サービス利用に関する運営適正化委員会」 電話:022-716-9674

・名取市介護長寿課 電話:022-384-2111

・名取市社会福祉協議会 電話:022-384-6669

## 12. 協力医療機関等

### ① 嘱託医

名 称	森内科クリニック
院 長 名	森 精 一
所 在 地	名取市下余田字鹿島86番5号
電 話 番 号	0 2 2 - 3 8 3 - 3 0 7 0

名 称	千葉神経内科クリニック
院 長 名	千 葉 健
所 在 地	仙台市宮城野区榴岡2丁目1番15号 大内ビル3階
電 話 番 号	0 2 2 - 2 9 5 - 3 0 3 5

### ② 協力病院

名 称	イムス明理会仙台総合病院(旧 逋信病院)
院 長 名	藤谷 恒明
所 在 地	仙台市青葉区中央4丁目5-1
電 話 番 号	0 2 2 - 2 6 8 - 3 1 5 0

名 称	中嶋病院
院 長 名	富永 剛
所 在 地	仙台市宮城野区大槻 15-27
電 話 番 号	0 2 2 - 2 9 1 - 5 1 9 1

名 称	仙台第一歯科医院
院 長 名	斎藤 修
所 在 地	仙台市宮城野区萩野町二丁目 5-4-102
電 話 番 号	0 2 2 - 2 3 8 - 6 0 7 0

### 13. 第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施した直近の年月日	平成 26 年 12 月 11 日
実施した評価機関の名称	一万人市民委員会宮城県の会
当該結果の開示状況	有

令和 年 月 日

介護予防ユニット型短期入所生活介護サービス

ユニット型短期入所生活介護サービス

の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 名取市下余田字鹿島86番地 5  
 社会福祉法人みずほ  
 理事長 森 精 一

事業所 名取市下余田字鹿島86番地 5  
 特別養護老人ホームうらやす  
 施設長 佐々木 恵子

説明者 生活相談員

私は、本書面により、事業所より

介護予防ユニット型短期入所生活介護サービス

ユニット型短期入所生活介護サービス

についての重要事項の説明を受けました。

利用者

代理人(連帯保証人)

利用者との続柄 ( )